

# 令和 2 年度 第 6 回

## 十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和 2 年 8 月 1 8 日

場所 十和田市役所本館 4 階大会議室

## 令和2年度第6回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所本館4階大会議室
2. 開 会 日 時 令和2年8月18日(火) 午後2時07分
3. 閉 会 日 時 令和2年8月18日(火) 午後2時39分

### 4. 出席農業委員(18名)

1番	米田拓実君	2番	中野雄一郎君
3番	芋田一弘君	4番	立崎和寿君
5番	山田利昭君	6番	小笠原秋彦君
8番	柿本広一君	9番	奥山博君
10番	小田正喜君	11番	外山康仁君
12番	小笠原和男君	13番	箕輪展忠君
14番	竹浦寿広君	15番	野崎さち子君
16番	北上稔君	17番	力石堅太郎君
18番	山崎誠一君	19番	杉山秀明君

### 5. 欠席農業委員(1名)

7番 稲田優憲君

### 6. 会議に付した案件

報告第22号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第23号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第24号	農地の転用事実に関する照会について
報告第25号	農地等の現況について(十和田市)
報告第26号	農用地利用配分計画の認可について
議案第40号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第41号	競売買受適格者の証明について
議案第42号	十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について

- 議案第43号 十和田市農用地利用集積計画の決定について  
議案第44号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第45号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第46号 十和田市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

7. 議事録署名委員

3番 芋田一弘君                      4番 立崎和寿君

8. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長	今泉卓也	事務局次長	菅原靖雄
事務局農地係長	小笠原満	事務局振興係長	根岸優一
事務局主査	鳥屋部幸子	事務局主査	中野渡礼央
事務局主査	椀木信人	事務局主査	吉田武範

9. 書 記

事務局主査 鳥屋部幸子

議 長（杉山秀明君）本日の欠席通告者は、7番 稲田 優憲 委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和2年8月6日に告示招集いたしました、令和2年度第6回十和田市農業委員会総会を開会します。

議 長（杉山秀明君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。3番 芋田 一弘 委員、4番 立崎 和寿 委員を指名いたします。

議 長（杉山秀明君）会議書記には、鳥屋部 幸子 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（杉山秀明君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に報告第22号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）1ページをお願いいたします。報告第22号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページです。農地法によるものが1件で、今後の意向は賃借予定です。あっせんの希望はありません。以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第22号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第23号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）3ページをお願いいたします。報告第23号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。4ページから6ページです。今回は、9件57筆178,883平方メートルで、全て相続による所有権の取得です。あっせん等の希望はありません。取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理、貸借中などです。農地以外の用途になっているものは44番、47番の現況の一部は宅地です。なお、農地以外の用途になっているものについては、今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第23号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第24号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）7ページをお願いいたします。報告第24号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。8ページです。今回の照会は、7件8筆13,423平方メートルで、8月6日に現地調査を実施し、8月11日に法務局へ回答しました。19番は、株式会社大道工業から北に約50メートル先です。税務課の現況は雑種地で、相当長期間、駐車場として使用されていることから非農地と判断。20番は、十和田家畜保健衛生所から北に約100メートル先です。昭和51年建築の職員宿舎があり、20年以上宅地の状態であることから非農地と判断。21番は、株式会社大阪から西に約300メートル先です。樹高15メートル以上の杉が植林されており、20年以上山林の状態にあることから非農地と判断。22番は、法奥小学校から北西に約4,500メートル先です。樹高15メートル以上の杉が植林されており、20年以上山林の状態にあることから非農地と判断。23番は、イオンスーパーセンター十和田店から南東に約900メートル先です。昭和54年建築の住宅があり、20年以上宅地の状態であることから非農地と判断。24番は、もくもつくから北西に約100メートル先です。平成8年建築の車庫兼倉庫と庭があり、20年以上宅地及び雑種地の状態であることから非農地と判断。25番は、道の駅ろまんパークから南に約500メートル先です。平成11年建築の車庫兼倉庫と作業場があり、20年以

上宅地の状態であることから非農地と判断。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第24号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第25号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）9ページをお願いします。報告第25号、農地等の現況について（十和田市）。十和田市長から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。10ページです。今回の照会は、4件8筆39,896平方メートルで、8月6日に現地調査を実施し、8月11日に十和田市へ回答しました。5番の①は、一本木沢温泉から北へ約150メートル先です。②と③は、一本木沢温泉から北へ約1,000メートル先です。3筆とも雑草が繁茂し、しばらく農作物の栽培は行われていないが、十分農地性はあることから農地と判断。6番の①と②は、株式会社美保野パークから西へ約500メートル先です。①は、ゴボウが作付けされて、農地として管理されている。②は、雑草が繁茂し、しばらく農作物の栽培は行われていないが、十分農地性はあることからどちらも農地と判断。7番は、六日町生活改善センターから北へ約300メートル先です。ネギが作付けされており、農地として管理されていることから農地と判断。8番の①は、十和田乗馬倶楽部から南東へ約300メートル先です。②は、十和田乗馬倶楽部から南へ約300メートル先です。②は、水稻が作付けされており、農地として管理されている。①は、一面に雑草が生えているが、農地への回復は可能で、十分農地性はあることからどちらも農地と判断。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第25号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第26号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）11ページをお願いいたします。報告第26号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。認可日は、令和2年7月22日です。

12ページです。賃借権の合計は、2件6筆11,977平方メートルで、全て新規です。期間は、21番が7年、22番が5年です。13ページです。使用貸借の合計は、1件2筆5,037平方メートルで、再設定です。期間は、5年です。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第26号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班の調査員は、小田委員、箕輪委員、竹浦委員の3名です。8月6日に現地調査及び市役所別館4階会議室での聴取調査を行っております。

議長（杉山秀明君）次に議案第40号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）14ページをお願いいたします。議案第40号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める件です。内容は15ページから16ページになります。以上です。

議長（杉山秀明君）許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。14番 竹浦 寿広 委員、お願いします。

報告委員（竹浦寿広君）それでは、第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は合計3件、このうち所有権移転2件、賃借権設定1件となっており、使用貸借による権利の設定はありません。まず、所有権移転ですが、15ページの申請番号35番は相手方要望による売買で、申請番号36番は贈与によるものです。次に、賃借権による権利の設定ですが、16ページの申請番号28番は労力不足によるものです。なお、これらの申請の許可要件についてですが、農地法第3条第2項各号に照らして判断したところ、お手元の農地法第3条調査書のとおり、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上、現地確認と写真での確認の結果、申請地はすべて農地として管理されており、また、申請書は適当と認められます。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）竹浦委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第40号は許可することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に議案第41号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）17ページをお願いいたします。議案第41号、競売買受適格者の証明について。農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願いの提出があったので、審議を求める件です。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとする。18ページです。今回の証明を受けようとする土地は、平成30年8月の第5回総会報告第30号で、全て農地と報告済みのものです。入札日は、令和2年9月3日から9月10日、開札日は9月16日、売却決定日は10月7日です。以上です。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第41号は承認することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に議案第42号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）19ページをお願いします。議案第42号、十和田市農用地利

用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は20ページになります。以上です。

議長（杉山秀明君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。13番 箕輪 展忠 委員、お願いします。

報告委員（箕輪展忠君）農用地利用集積計画の作成に係る要請について、結果を報告いたします。8月6日午後、会議室において農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。今回のあっせんの件数は、所有権移転による売買の1件で、売買理由は労力不足によるもので、所有権の移転を受ける者は認定農業者です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者が経営する農地の近くにあり、農地の集約が図られるものと考えられます。以上、今回のあっせんについては、各要件に該当すると判断されます。したがって、利用調整委員としては、今回のあっせんについて適当と認められましたので、農用地利用調整会議の調整結果を会長あてに報告しています。以上です。

議長（杉山秀明君）箕輪委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第42号は要請することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時26分

（ \_\_\_\_\_ 委員、 \_\_\_\_\_ 委員 退席 ）

再開 午後2時27分

議 長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（杉山秀明君）次に議案第43号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）21ページをお願いいたします。議案第43号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。22ページから25ページです。賃借権の合計は、7件17筆45,880平方メートルです。28番が再設定で、他6件が新規です。期間は、23番が5年、28番が7年、他5件が10年です。26ページです。使用貸借の合計は、1件6筆15,031平方メートルです。新規で、期間は5年です。今回の協力金の対象者はありません。以上です。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第43号は承認することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時29分

（ \_\_\_\_\_ 委員、 \_\_\_\_\_ 委員 着席 ）

再開 午後2時29分

議 長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（杉山秀明君）次に議案第44号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君） 27ページをお願いいたします。議案第44号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。

議長（杉山秀明君） 許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。10番 小田 正喜 委員、お願いします。

報告委員（小田正喜君） それでは、第4条の農地転用に関する報告をいたします。今回の第4条の農地転用申請は1件です。申請番号7番の転用事由は植林です。申請地周辺は、山林に囲まれ日照が悪く、傾斜地のため農地としての管理が難しいことから、杉を植林して畑を山林にする計画です。場所は、中屋敷集落から東へ約300メートルです。農地区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であり、いずれの要件にも該当しない農地として、その他の2種農地に該当します。以上、写真と聴き取り調査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、申請は許可相当と認められます。報告は以上です。

議長（杉山秀明君） 小田委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君） ご異議なしと認めます。よって議案第44号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（杉山秀明君） 次に議案第45号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君） 29ページをお願いします。議案第45号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は30ページになります。以上です。

議長（杉山秀明君） 許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願いま

す。10番 小田 正喜 委員、お願いします。

報告委員（小田正喜君）それでは、第5条の農地転用に関する報告をいたします。今回の第5条の農地転用申請は1件です。申請番号23番の転用事由は、自動車修理工場の建築です。譲受人は、農地を売買で取得し、自動車修理工場及び事務所を建築する計画です。場所は、藤坂小学校から北に約300メートルです。農地区分は、市道に上下水道の2管が埋設し、申請地から500メートル以内に藤坂小学校と内科医院があるため、第3種農地に該当します。以上、現地調査と聴き取り調査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、また申請は許可相当と認められます。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）小田委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第45号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に議案第46号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）31ページをお願いします。議案第46号、十和田市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について。農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、別紙のとおり農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について承認を求める件です。32ページです。この指針は、平成29年度の第6回総会で承認されたもので、この指針を踏まえて、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、現場活動を行うことになっております。今回の提案は、このページの下から4行目に、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うこととするとあり、これに基づいて改定するものです。改定案の内容は、32ページの基本的な考え方及び、33ページからの具体的な目標と推進方法は、骨子についての変更がないと考えられますが、目標に対して効果等を見やすく表現するため、各表へ実績等を追加しました。33ページの表、遊休農地の解消目標及び、34ページの表、担

い手への農地利用集積目標の、それぞれの表の左側にあります3年後の目標の下に、3年後の実績を1行追加しました。また、その下段の当初目標の下にも改定後の目標を1行追加しました。なお、どちらの表も注1で記載していますが、作付面積統計が令和元年に変更になったため、3年後の実績及び改定した目標の管内の農地面積が100ヘクタール減少しました。35ページの表です。担い手の育成・確保の表の左側にあります、3年後の目標の下に3年後の実績を1行追加しました。また、その下段の当初目標の下にも改定した目標を1行追加しました。36ページの表です。新規参入の促進目標の、表の左側にあります3年後の目標の下に3年後の実績を追加しました。また、その下段の当初目標の下にも改定した目標を1行追加しました。なお、注1で記載していますが、個人と法人を分けることが難しいことから、法人部分を表から削除して、個人部分を単に経営体としました。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第46号は承認することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これもちまして、令和2年度第6回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時39分 —————